

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成22年9月9日(2010.9.9)

【公表番号】特表2009-545123(P2009-545123A)

【公表日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【年通号数】公開・登録公報2009-050

【出願番号】特願2009-521821(P2009-521821)

【国際特許分類】

H 01 M	6/16	(2006.01)
H 01 M	2/02	(2006.01)
H 01 M	4/58	(2010.01)
H 01 M	2/04	(2006.01)
H 01 M	2/22	(2006.01)
H 01 M	4/06	(2006.01)
H 01 M	4/66	(2006.01)
H 01 M	2/08	(2006.01)
H 01 M	2/34	(2006.01)

【F I】

H 01 M	6/16	D
H 01 M	2/02	F
H 01 M	4/58	1 0 1
H 01 M	2/04	F
H 01 M	2/22	B
H 01 M	4/06	K
H 01 M	4/66	A
H 01 M	2/08	N
H 01 M	2/34	B

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月26日(2010.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開放端部を有する容器(112)と、

二硫化鉄を含む正電極(118)と、

リチウムを含む負電極(120)と、

非水性電解質と、

前記正電極と前記負電極との間に配置され、前記電解質、前記正電極(118)及び前記負電極(120)と共に前記容器(112)内に配置されるセパレータと、

前記容器の前記開放端部を密閉し、前記容器とは電気的に接触しないカバー(114)と、を備え、

前記正電極(118)が前記容器(112)と電気的に接触し、前記負電極(120)が前記カバー(114)の一部と電気的に接触しており、

前記カバー(114)がさらに前記負電極(120)と前記カバー(114)との間に配向される導電性部材(122)を備え、

該導電性部材(122)が前記負電極(120)と前記カバー(114)との間に圧縮可能に保持される、

ことを特徴とする電気化学セル(110)。

【請求項2】

前記カバー(114)が、前記カバーを前記容器(112)にシールする非導電性部分を更に含む、

ことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル(110)。

【請求項3】

前記正電極(118)、前記負電極(120)及び前記セパレータがゼリーロール構成で巻かれる、

ことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル(110)。

【請求項4】

前記二硫化鉄がフォイル担体上にコーティングされ、前記フォイル担体が、前記容器(112)と直接電気的に接触する、

ことを特徴とする請求項3に記載の電気化学セル(110)。

【請求項5】

前記二硫化鉄がフォイル担体上にコーティングされ、前記フォイル担体が、前記容器(112)と直接電気的に接触する、

ことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル(110)。

【請求項6】

前記容器(112)が、開放端部を有するシリンダを含む、
ことを特徴とする請求項1に記載の電気化学セル(110)。

【請求項7】

開放端部を有する円筒形容器(112)と、

少なくとも部分的に集電子にコーティングされた二硫化鉄を含む正電極と、リチウムベース負電極と、電解質と、前記電極(118、120)間に配置されたセパレータとを有し、前記容器(112)内に配置された一次電気化学セル用の螺旋巻き電極組立体と、

正極性を有する前記容器の開放端部を密閉するような大きさにされ、負極性である端子カバーを含む端部キャップと、

を備え、

前記円筒形容器(112)が前記端部キャップよりも大きい内部容積を有する、
ことを特徴とする電気化学セル(110)。

【請求項8】

前記二硫化鉄が前記集電子の対向する両側部にコーティングされる、

ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル(110)。

【請求項9】

前記集電子が金属フォイルである、

ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル(110)。

【請求項10】

前記端部キャップが、前記容器(112)との間にシールを形成する非導電性ガスケット(116)を含む、ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル(110)。

【請求項11】

前記電極組立体と前記端部キャップとの間に位置決めされたアノードタブを更に含み、
該アノードタブが、前記端部キャップへの固定接続を含まない、

ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル(110)。

【請求項12】

前記電極組立体と前記端部キャップとの間に位置決めされたアノードタブを更に含み、

該アノードタブが電気的に絶縁される、

ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル(110)。

【請求項13】

前記容器(112)がアルミニウムを含む、
ことを特徴とする請求項1または請求項7のいずれか1項に記載の電気化学セル(110)
)。

【請求項14】

前記端部キャップが、前記電極組立体と電気的に接触する接触ばね(124)を含む、
ことを特徴とする請求項7に記載の電気化学セル。